

歯科 経営 情報

REPORT

Available Information Report for
dental Management



経営

歯科医療における
歯科専門医制度

歯科専門医とは

- 1 日本歯科専門医機構と専門医認定支援事業とは
- 2 日本歯科医学会の専門分科会と認定分科会
- 3 歯科専門医制度とは
- 4 歯科専門医の共通研修と専門医資格の更新要件

1 | 日本歯科専門医機構と専門医認定支援事業とは

歯科医師の専門性については、2018年までは歯科領域の各専門学会が独自に定めた要件や基準等を満たす歯科医師を認定する制度によって運用され、必ずしも国民の歯科医療受診の選択に資するという視点に立脚したものではありませんでした。

そのため厚生労働省では、中立・公平性を有する組織として、第三者機関である一般社団法人日本歯科専門医機構を設立し、歯科医療の質の向上と、良質で適切な専門的歯科医療が国民に提供されることを目的として活動することとしました。

日本歯科専門医機構では、主に専門医認定制度の策定と、専門医としての質を維持するための研修制度並びにその施設の基準策定、情報データベースの作成、都道府県に対する新専門医制度の仕組みに係る地域医療対策協議会の開催支援等を行なっています。

1 | 日本歯科専門医機構における専門医認定制度創設の経緯

厚生労働省では、学会専門医の乱立を受け、日本歯科医学会や日本歯科医師会からの要望を受け、「専門医の在り方に関する検討会」を設けたうえで、中立的な第三者機関を設立し、専門医の認定と養成プログラムの評価・認定を統一的行うことを決めました。

その第三者機関として2018年に設立されたのが日本歯科専門医機構であり、この日本歯科専門医機構において、各学会の制度の基本的要件・基準の設定等について、中立・公正に審査し、各学会の専門医制度及び専門医・研修施設等の評価・認定と認証を行うこととなったのです。

■日本歯科専門医機構の設立の経緯

2005年～	日本歯科医学会において歯科専門医制度の検討
2014年	日本歯科医師会と日本歯科医学会の両会長名で「歯科医師の専門医の在り方に関する検討会」の設置を医政局長宛要望書提出
2015年	厚生労働省において、「歯科医師の資質向上等に関する検討会」のワーキンググループ（以下WG）として、「歯科医療の専門性に関するWG」を設置
2016年5月	「歯科医療の専門性に関するWG」において方向性ととりまとめ
11月	「歯科医師の資質向上等に関する検討会」においてWGの議論を踏まえた論点整理
2017年	日本歯科医師会、日本歯科医学会連合等による「歯科専門性に関する協議会」設置
2018年	一般社団法人日本歯科専門医機構設立

厚生労働省：専門医に関する広告について

2 | 日本歯科専門医機構の専門医の定義

日本歯科専門医機構は、「歯科専門医とは、それぞれの専門領域において適切な研修教育

を受け、十分な知識と経験を備え、患者から信頼される専門医療を提供できる歯科医師」と定義づけしています。

■日本歯科専門医機構の専門医の定義と基本理念

- 専門医の定義：それぞれの専門領域において適切な研修教育を受け、十分な知識と経験を備え、患者から信頼される専門医療を提供できる歯科医師
- 基本的理念：①プロフェッショナルオートノミーに基づいた歯科専門医（および歯科医療従事者）の質を保障・維持できる制度であること
②国民に信頼され、受診先の選択に際し良い指標となる制度であること

日本歯科専門医機構：歯科専門医とは

3 | 厚生労働省の専門医認定支援業とは

(1)専門医認定支援事業の目的

厚生労働省は、専門医認定支援事業をこの日本歯科専門医機構に委託しています。

その目的は、新専門医制度の仕組みが円滑に構築され、地域医療への配慮や研修機会の確保に資するよう、指導医派遣等を行う医療機関に対する支援、都道府県に対する新専門医制度の仕組みに係る地域医療対策協議会の開催の支援及び一般社団法人日本専門医機構に対する専門医に関する情報データベース作成等の支援を行うことにより、専門医の質の一層の向上や医療提供体制の改善を図ることとされています。

(2)専門医認定支援事業の内容

事業の内容としては、主として、①研修医療機関に対する指導医の派遣、②新専門医制度の仕組みに係る地域医療対策協議会の開催、③専門医に関する情報データベース作成等が挙げられており、上記の3点について、厚生労働大臣や医政局長は報告や情報提供を求めることができるようになっています。

■専門医認定支援事業の内容

- 研修医療機関に対する指導医の派遣等
 - ①医師不足地域の研修医療機関において専門研修を促進するため、都道府県（地域医療支援センター等）と連携しつつ、地域医療に配慮した専門研修プログラムの策定を行う。
 - ②医師不足地域の研修医療機関において、地域医療に配慮した形で専門医研修を促進するため、以下に示すいずれかの手法で指導医の派遣等を行う。
 - ア）都道府県（地域医療支援センター等）と連携しつつ行われる指導医の派遣
 - イ）都道府県（地域医療支援センター等）と連携しつつ行われる指導医による出張指導
 - ③都道府県の策定したキャリア支援プログラムに基づき、研修医療機関において専門医研修を促進するため、以下に示すいずれかの手法で指導医の派遣等を行う。
 - ア）指導医の派遣
 - イ）指導医による出張指導
 - ④地域医療に従事する総合診療専門医の育成を促進するため、へき地・離島等の医療機関におい

て、総合診療研修を行う。

- 新専門医制度の仕組みに係る地域医療対策協議会の開催
都道府県において、新専門医制度の仕組みに係る地域医療に配慮した研修体制の構築等を協議する地域医療対策協議会の開催。
 - 専門医に関する情報データベース作成等
国、都道府県の地域医療の確保等に関する要請等に真摯に対応し、新専門医制度の仕組みが地域医療や医師のキャリアプランに配慮したものとなるよう、以下に示す活動等を行う。
- ①医道審議会医師分科会医師専門研修部会の意見を踏まえた都道府県、関係学会等との研修計画等の調整
 - ②地域医療確保の観点を踏まえた研修プログラムのチェック
 - ③専門医の質や分布等を把握するための専門医等に関する情報データベースの作成
 - ④各都道府県協議会との連絡調整体制の構築
 - ⑤専門医研修に係る相談支援体制の構築
 - ⑥訪問調査の実施・サーベイヤーの養成
 - ⑦総合診療専門医の研修における研修プログラム統括責任者及び指導医の養成
 - ⑧総合診療専門医養成のためのセミナーの開催
 - ⑨地域医療に配慮した総合診療専門研修プログラムの策定支援
 - ⑩各専門研修プログラムにおける専攻医の労働時間数の明示や専攻医への周知等を含む、医師の働き方改革への対応に必要な事務手続き、システム改修等

厚生労働省：専門医認定支援事業実施要項の一部改正について

4 日本歯科専門医機構の専門医の認証方法

日本歯科専門医機構の基準によって作成された、各学会の基本的要件と基準により認定された専門医を、最終的に日本歯科専門医機構が認証するという仕組みになっています。

■日本歯科専門医機構の認証する専門医制度



厚生労働省：
専門医に関する広告に
ついて

2 | 日本歯科医学会の専門分科会と認定分科会

歯科にあっても専門性の高い知識と技術・経験を持ち、各団体が認定・発行している資格をもつ歯科医師がいます。

それぞれの分野に専門医や認定医制度が存在していますが、その専門医としての立場を広告等で掲載できるようにするためには、第1章の日本歯科専門医機構に認証されている団体からの歯科専門医として認定されている必要があります。

1 | 日本歯科医学会に所属する専門分科会及び認定分科会

日本歯科医学会の主な学会としては、日本歯科保存学会や日本口腔外科学会、日本矯正歯科学会、日本小児歯科学会、日本歯科放射線学会、日本歯周病学会、日本歯科麻酔学会などの21学会であり、その中で専門医制度があるのは11学会です。

また、専門医の他に認定医制度もあり、認定医制度並びに指導医制度を持っている学会は、日本レーザー歯学会、日本口腔衛感染症学会、日本有病者歯科医療学会、日本歯科心身医学会などの22学会です。

■ 日本歯科医学会に所属する主な専門分科会及び認定分科会



※日本歯科医学会に所属する専門分科会数は21、認定分科会数は22であり、大部分が学会独自に専門医制度を設立。これ以外にも様々な専門医が存在。

厚生労働省：歯科医療の専門性について

2 | 広告できる専門性資格

厚生労働省は、今年、医業もしくは歯科医業、または病院もしくは診療所に関する広告等に関する指針を改定しました。

そのなかで歯科に関しては、日本歯科専門医機構が認証する歯科医師の専門性資格を有することが、広告を出すための要件となっています。

従来は、口腔外科、歯周病、歯科麻酔、小児歯科、歯科放射線の学会から認定された5つの資格になっていましたが、今回の医療法改正で、補綴歯科、矯正歯科及び歯科保存の資格までが広告可能となりました。

■ 歯科医師の専門性資格

名称	資格名	届け出受理年月日
日本口腔外科学会	口腔外科専門医	平成15年11月19日
日本歯周病学会	歯周病専門医	平成16年10月5日
日本歯科麻酔学会	歯科麻酔専門医	平成18年3月24日
日本小児歯科学会	小児歯科専門医	平成18年3月24日
日本歯科放射線学会	歯科放射線専門医	平成22年3月17日

■ 専門性資格を認定している学会の目的について

名称	専門医制度の目的
日本口腔外科学会	口腔外科に関する専門的知識と診療技能を有する歯科医師又は医師を養成するとともに口腔外科医療の発展と向上を図り、国民の福祉に貢献するため
日本歯周病学会	歯周病学の臨床的経験を通しその専門的知識と技術を有する歯科医師を育成するとともに、歯周病学の発展および向上を図り、もって、国民の口腔保健の増進に貢献すること
日本歯科麻酔学会	歯科麻酔学の専門的知識と技能を有する歯科医師を養成し、学会認定医や専門医を育成するとともに、地域歯科医療における歯科麻酔学の普及に指導的役割を果たすこと
日本小児歯科学会	小児歯科学の専門的知識と技術、そして公共的使命と社会的責任を有する歯科医師を育成するとともに、小児歯科医療の発展と向上をはかり、小児保健の充実と増進に寄与すること
日本歯科放射線学会	歯科放射線学及びこれに関連する学術研究の促進を図る事業を通して、歯科放射線学の進歩普及を図り、もって学術及び医療の進展に寄与すること

厚生労働省：主な専門医等の現状について 歯科保健課調べ

■ 歯科における専門領域の考え方の改正

歯科における専門領域の考え方

- 専門医の診療領域については、大学の講座(分野)に準じたものを基本とし、サブスペシャリティについては今後の検討課題とする。
- 地域歯科医療における多職種連携、訪問歯科診療、ハイリスク患者の歯科診療などを総合的かつ専門的に行い歯科医師を認定する「総合歯科専門医(仮称)」制度を構築する。
- 以上の方針から、以下の10基本領域について、専門医制度の領域の認定を行っているところ。

- ① 日本歯科専門医機構における領域の認定を終え、現在広告可能な領域
口腔外科、歯周病、歯科麻酔、小児歯科、歯科放射線、補綴歯科^{【※】}
- ② 専門医像や専門領域について、関係学会間で協議の上、検討を行っている領域
矯正歯科、歯科保存、インプラント歯科、総合歯科(名称はいずれも仮称)

【※】「口腔外科」「歯周病」「歯科麻酔」「小児歯科」「歯科放射線」:令和3年告示改正前から広告可能な領域
 「補綴歯科」:令和5年5月に日本歯科専門医機構において領域を認定済み。

日本歯科専門医機構の令和6年度第3回理事会(定例)(令和6年6月20日開催)において、新たに、「矯正歯科」及び「歯科保存」の領域について認定が行われた。

厚生労働省：専門医に関する広告についてより

3 | 日本歯科専門医機構の考える今後の歯科専門医制度

日本歯科専門医機構では、今後の検討事項として、①新たに専門医として位置づけることとなっている4領域の専門性のあり方、②歯科における専門医が、勤務場所に関わらず取得・更新できるような制度のあり方、③歯科専門医の地域偏在や専門医制度に関する国民への情報提供及び専門医の名称のあり方等について挙げています。

■ 日本歯科専門医機構の考える今後の歯科専門医制度（既存資格も有）

- | | |
|---------------|-----------|
| ● 口腔外科専門医 | ● 歯科麻酔専門医 |
| ● 歯周病専門医 | ● 小児歯科専門医 |
| ● 歯科放射線専門医 | ● 補綴歯科専門医 |
| ● 歯科保存専門医 | ● 矯正歯科専門医 |
| ● インプラント歯科専門医 | ● 総合歯科専門医 |

厚生労働省：歯科医療の専門性に関する評議・検証事業 より

4 | 日本歯科専門医機構の今後の展開

日本歯科専門医機構では、認知度の低さという課題に対し、歯科専門医制度の周知活動としてホームページの作成を社員団体、歯科医学会連合、歯科医師会と連携して行っていくとしています。

また、歯科医師の基本専門知識に加え社会歯科医学系専門医や診断系歯科専門医、歯科関連職種における専門性に関する研修を行っていくとしています。

3 | 歯科専門医制度とは

前述の通り、日本歯科専門医機構では、歯科診療領域における専門医とは「それぞれの専門領域において適切な研修教育を受け、十分な知識と経験を備え、患者から信頼される専門医療を提供できる歯科医師」と定義しています。

そのため、専門医を指定する各学会等に対し専門医制度の設計・運用などについて、日本歯科専門医機構がその基本理念を明示し、各学会はその理念に沿って活動するよう求めています。

1 | 専門医制度の基本理念と設計

(1) 基本的な考え方

日本歯科専門医機構に対し、客観的評価（後述）を申請する各専門領域学会の専門医制度では、該当する専門医制度の理念・目的、専門医が担う診療領域や使命、専門的診療能力の水準、専門医育成の方略などを規定し、機構に専門医資格の要件および認定基準、専門医資格の更新要件および認定基準などについてしっかりと明示したうえで、公正で合理的な制度設計を策定することが求められています。

■日本歯科専門医機構の5つの基本理念

- ①「プロフェッショナルオートノミー」（専門家集団における自立性）に基づき、歯科専門医の質を保証・維持できる制度であること
- ②国民に信頼され、受診先の選択に際し良い指標となる制度であること
- ③歯科専門医の資格が国民に広く認知される制度であること
- ④中長期的な歯科医療の向上に貢献し、国際的にも認知される制度であること
- ⑤地域医療に十分配慮した制度であること

一般社団法人 日本歯科専門医機構：歯科専門医制度基本整備指針 より

(2) 日本歯科専門医機構と申請学会

日本歯科専門医機構に対し第三者評価を申請する各専門領域学会（以下「申請学会」）は、専門医制度およびその運用に係る事項について、客観的に評価・認定し、必要に応じて中立的立場から助言・指導を行い、歯科専門医制度の標準化と質の担保と維持ができるよう、働きかけることになっています。

各申請学会は日本歯科専門医機構に申請し、認定された制度に則り、専門医の認定・更新および研修施設等の認定・更新に係わる審査業務（学会審査）を行うものとしています。

日本歯科専門医機構は各申請学会認定の専門医および研修施設等に対し、客観的立場から本整備指針に則り審査（機構審査）を行い、認定することになります。

2 | 専門医育成の研修体制 等

日本歯科専門医機構では、各申請学会に対し、専門医の専門研修は、研修プログラム制か研修カリキュラム制、もしくはそれらを併用することとしています。

その研修において、専門研修後の成果、到達目標、経験目標、研修方略・評価法、指導体制を日本歯科専門医機構と受講する歯科医師に対し、明示することも求めています。

■研修体制の5つの事項

(1) 専門研修後の成果

申請学会が育成する専門医像について記載し、専門医の担当する診療領域（範囲）および修得すべき資質や診療能力などについて具体的に列記する。

(2) 到達目標（習得すべき知識・技能・態度など）

- ①専門知識：専門的知識の範囲と要求水準。
- ②専門技能：専門的診療技能（診察、検査、診断、処置、手術など）の範囲と要求水準。
- ③診療態度：専門医としての倫理性・社会性を備えた診療態度を保持するために修得すべき項目と内容・範囲および要求水準。
- ④学術的姿勢：科学的思考、生涯学習、研究手法など修得すべき学術的姿勢の内容・範囲および要求水準。

(3) 経験目標（経験すべき症例項目・内容、経験症例数、要求水準、評価法など）

- ①診察・検査：経験すべき診察・検査および実施する疾病の種類と経験症例数、評価法。
- ②手術・処置：対象となる疾病の種類と実施すべき手術・処置およびその経験症例数と評価法。
- ③地域医療活動：地域における病診連携、地域包括ケア・在宅医療など地域における歯科医療活動。
この項目を必修と定める場合は、その種類・内容、経験数、評価法などを必ず明示する事。
- ④学術活動：学会発表や論文発表などの学術活動経験と要求水準、評価法。

(4) 研修方略・評価法

- ①研修期間：専門医の研修年限は、歯科医師免許取得後5年以上とする。ただし、研修カリキュラム制を採用する場合は、研修期間を限定しないが、適切な期限を区切って到達目標の達成度を総括的に評価し、認定する旨を明示すること。
- ②研修方略：臨床現場での研修、臨床現場以外での研修、自律的学習による研修など、多面的かつ複合的研修により、到達目標を達成できるように制度設計すること。
以下、各々の研修方略とその概要を示す。

ア. 臨床現場での研修 (On the Job Training)：専門医取得を目指す歯科医師（以下「専門研修医」という。）が日常診療において専門研修指導医などの指導を受ける研修。

イ. 臨床現場以外での研修 (Off the Job Training)：臨床現場以外の環境において専門医として必要な社会性、倫理性、知識を養う研修。専門医共通研修や学会参加・講習会参加などの研修が相当する。

ウ. 自己学習：専門研修医が自発的に行うものであり、これを専門医の認定要件とする場合は、修得すべき内容と要求水準を明確にし、併せて学習方法なども提示する。

- ③研修評価：研修方略においては、以下に例示する評価方法などを用いること。ただし、専門研修医の修得内容の評価法と評価時期を明示すること。また、評価記録を一定期間保存する体制を整備すること。

ア. 到達度評価：研修期間中に専門研修医の不足部分を明らかにしフィードバックするために随時行われる形成的評価法。

イ. 総括的評価：到達目標の達成度を総括的に把握するため、研修期間内あるいは研修修了後に、適切な試験方法を用いて合否等を判定する評価法。

専門研修期間内に修得すべき専門的診療能力（知識・技能・態度など）については、達成度の

評価を必須とすること。

申請学会専門医制度においては、実施する試験方法（筆記・試問・実技など）や合否判定基準などを具体的に明示すること。

ウ.その他の評価法：専門研修医に対する評価は、専門研修指導医・指導者だけでなく、医療・歯科医療スタッフなど他職種からの評価も採用することが望ましい。

(5) 指導体制

①研修指導医（指導者）

ア. 専門研修指導医（指導者）資格の要件および審査・認定の手続き

イ. 専門研修指導を担当する研修指導医（指導者）の人員数

②研修施設

「IV. 専門医研修施設の要件および認定基準」を参照のこと。

③研修指導方法

到達目標を達成するための具体的な研修指導方法、研修プログラムなど

一般社団法人 日本歯科専門医機構：歯科専門医制度基本整備指針 より

3 | 専門医の資格の認定要件及び認定基準

日本歯専門医資格の審査項目及び認定基準として、「申請書類審査」「専門医認定試験」「特定の理由のある場合の措置」「専門医認定基準」の4項目があります。

■日本歯専門医資格の審査項目及び認定基準

- 申請書類審査：当該学会の会員歴・専門研修実績など、専門医資格の認定要件として記載（提示）すべき項目を明示すること。また、それらの要件を確認する手法・手続きなども具体的に明示すること。
 - ①研修（期間）修了の証明：専門研修指導医・責任者などによる証明証、あるいは研修施設における研修終了の証明証（研修施設の指導責任者などの証明証）
 - ②研修実績の証明：研修履歴・実績などの自己申告書および専門研修指導医・責任者などによる証明書
 - ③研修の達成度評価記録：修得すべき知識・技能・態度などの到達目標を達成したか否かについての評価記録、あるいは専門研修指導医などによる評価記録
 - ④経験症例記録：研修記録手帳、あるいは経験症例・治療経験症例の一覧表など
 - ⑤専門領域研修：申請学会が指定する学術集会・研究会・講習会などの参加証・受講票
 - ⑥専門医共通研修：医療安全、倫理、感染対策などの受講票・証明書
 - ⑦学術活動：基礎的・臨床的分野での専門診療能力に係る症例発表や論文発表など
 - ⑧認定審査料納付：当該申請学会の定める審査料の納付書
- 専門医認定試験：申請学会は、書類審査に合格した専門研修医に対して、当該領域の専門的知識・診療技能の達成度・習熟度を総括的に評価するため、適切な試験方法を選択・実施し、合否を判定すること。また、出題範囲・出題方法および合否判定基準などを明示し、到達目標の全項目にわたる偏りのない試験を実施すること。
 - ①筆記試験：出題範囲・出題方法や合否判定基準などを明示すること。
 - ②口頭試問：試問範囲・試問方法や合否判定基準などを明示すること。
 - ③実技試験（診療技能習熟度評価）：評価実施方法、合否判定基準などを明示すること。
- 特定の理由のある場合の措置：専門研修中、特別な理由（留学、出産・育児、病気療養、介護、災害被災など）のために研修の継続が困難な者に対する適切な対応・措置などを定め、明示すること。
- 専門医認定基準：上記①～③を踏まえ、当該専門医資格の審査手続き・方法および認定基準などを明示すること。

一般社団法人 日本歯科専門医機構：歯科専門医制度基本整備指針 より

4 | 歯科専門医の共通研修と専門医資格の更新要件

日本歯科専門医機構では、歯科専門医資格者は該当する専門領域の枠を超え、すべての歯科専門医が習得すべき受講内容を必修としています。

そのため、研修自体の実績（受講）の評価は、取得すべき更新単位数を定め、取得単位数の評価と確認方法などを具体的に明示することとしています。

また、歯科専門医としての診療能力を継続的に保持していることを確認するため、5年に1度は該当する専門医資格の更新を要すると定めています。

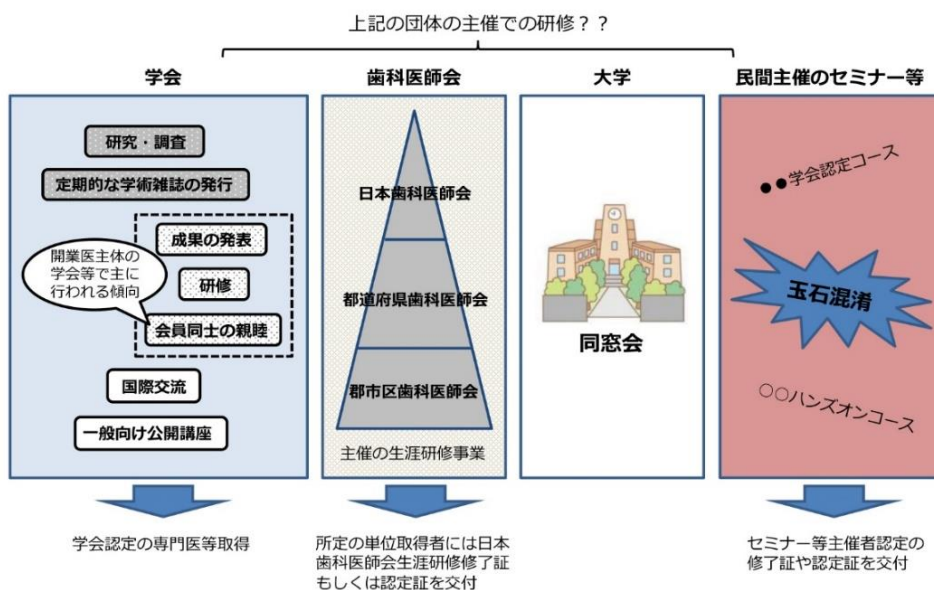
その更新の際には、該当する専門医の診療能力を再確認できるよう審査を行い、認定することになっています。

1 | 専門医共通研修

専門医資格の認定または更新の要件として、専門領域に加え、医療倫理、患者・医療者関係の構築、医療安全、院内感染対策、医療関連法規、医療経済といった研修項目の講習会やセミナー等の受講も必要としています。

なお、専門医共通研修は、各申請学会、日本歯科医師会及び関連学術団体、省庁・各種公共団体等が主催する講習会・セミナーであって、日本歯科専門医機構が専門医の資質向上に資するものと認定した講習会等での研修という制限もありますが、今後はe-Learningの採用などについても考慮するとしています。

■ 研修等の実施主体



厚生労働省：歯科医療の専門性について

■日本歯科専門医機構の5つの基本理念

①医療倫理

- ・医療倫理の基本、臨床上の倫理課題
- ・患者の人権と医療
- ・医歯学系研究倫理（先端的医歯学・生命科学の倫理的課題）、利益相反等

②患者・医療者関係の構築

- ・インフォームド・コンセント、患者の自己決定権の尊重
- ・個人情報の保護
- ・患者と医療者の情報共有、コミュニケーション力、価値観の共有等

③医療安全

- ・患者へのリスクの要因と防止（ヒューマンエラー、スイスチーズモデル、ハインリッヒの法則、PDCAサイクル、根本原因分析など）
- ・医療事故発生時の安全確保と適切な対応（インシデント・アクシデントレポート等）
- ・救命救急処置（救急蘇生法の指針、JRC蘇生ガイドライン等）
- ・医薬品・医療機器関連有害事象
- ・再生医療等の安全確保
- ・多職種医療連携

④院内感染対策

- ・標準予防策（スタンダード・プレコーション）
- ・歯科用器材の滅菌と消毒等
- ・感染経路と予防法
- ・感染症発生時の適切な対応
- ・新興・再興感染症への対応
- ・耐性菌対策と抗菌薬の適正使用

⑤医療関連法規、医療経済

- ・医療法、歯科医師法、歯科衛生士法、歯科技工士法等
- ・健康保険法・介護保険法、薬機法、感染症法等
- ・医療事故・副作用への対処（公的補償制度、被害補償など）
- ・医療福祉制度、医療経済（保険医療に関するものを含む）
- ・医療広告と医療広告ガイドラインなど

一般社団法人 日本歯科専門医機構：歯科専門医制度基本整備指針

2 | 専門医資格の更新要件及び認定基準

専門医資格の更新に際しては、診療活動、専門領域研修、専門医共通研修、学術活動、その他、資格更新に資する社会活動がその要件として定められています。

■専門医資格の更新要件

●診療活動

専門医としての診療能力の維持・向上のため、更新期間内に従事した診療活動実績。

●専門領域研修

専門医として、最新の知識と技能を修得するため、申請学会が指定する学術集会・研究会・講習会などに参加した実績。なお、企業が主催する講習会等は受講実績に組み入れない。

●専門医共通研修

専門医として必要な社会的知識や診療態度の維持・向上に資する研修会などの受講実績。

なお、専門医取得時の共通研修項目に掲げる「専門医共通研修」の受講実績を更新要件として差し支えない。

●**学術活動**

申請学会が指定する学術集会・研究会などにおける（基礎的・臨床的）研究発表実績または申請学会が指定する学術雑誌などに掲載された（基礎的・臨床的）研究論文実績。

●**その他、資格更新に資する社会活動**

専門医資格更新に際し、学術団体または地域医療などにおける社会的活動に従事・貢献した場合は、社会活動実績として評価・認定して差し支えない。

一般社団法人 日本歯科専門医機構：歯科専門医制度基本整備指針

3 | 専門医資格の更新時の認定基準

日本歯科専門医機構では、専門医の資格の更新要件として上記5つの項目に関しては、資格更新期間（原則5年）内に充足すべき要件および更新認定基準を定め、具体的に明示するとしています。

特に、専門領域研修、専門医共通研修、学術活動については、更新期間毎に取得すべき更新単位数を定め、取得単位数の評価と確認方法を含め、更新認定基準を具体的に明示することとなっています。

4 | 特定の理由のある場合の措置

専門医資格の更新期間中、特別な理由（留学、出産・育児、病気療養、介護、災害被災など）のために更新が困難な者に対する適切な対応・措置などを定めています。

なお、特定機能病院における医療安全専従者の資格更新に係る特例措置については、申請学会の意向を尊重することとしています。

5 | 専門医研修施設の要件

専門医研修施設の審査項目や認定基準については、少なくとも研修指導体制として、研修指導医（指導者）の人員数および専門研修医受入人員数が定められています。

また、研修施設の診療実績、診療環境・設備などは、専門研修医の到達目標・経験目標の達成に支障のない症例数・診療実績などと、当該領域の専門研修に必要な診療設備・機器などの整備が必要になっています。

研修指導方法についても、到達目標を達成するための具体的な研修指導方法または研修プログラムなどや研修プログラムによる場合は、研修・指導マニュアルを整備することと定められています。

■参考資料

(一社) 日本歯科専門医機構：歯科専門医制度基本整備指針
歯科専門医とは

厚生労働省：歯科医療の専門性について

主な専門医等の現状について 歯科保健課調べ

歯科医療の専門性に関する評議・検証事業

専門医に関する広告について

専門医認定支援事業実施要項の一部改正について

歯科経営情報レポート

歯科医療における歯科専門医制度 歯科専門医とは

【著 者】日本ビズアップ株式会社

【発 行】税理士法人 森田会計事務所

〒630-8247 奈良市油阪町456番地 第二森田ビル 4F

TEL 0742-22-3578 FAX 0742-27-1681

本書に掲載されている内容の一部あるいは全部を無断で複写することは、法律で認められた場合を除き、著者および発行者の権利の侵害となります。